

◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。【部会開催時期：7月、11月、3月】

審査部会

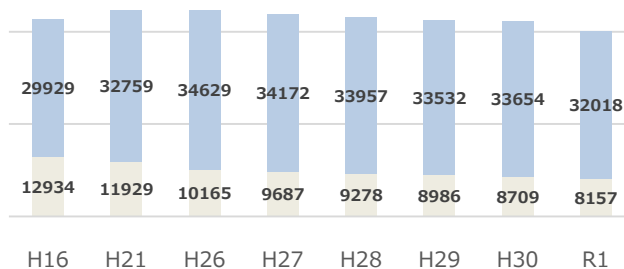
<審議内容> ※令和2年度は7月、11月

・身体障害者の障害程度の審査（手帳の非該当・却下など）  
令和元年度：0件 令和2年度：0件

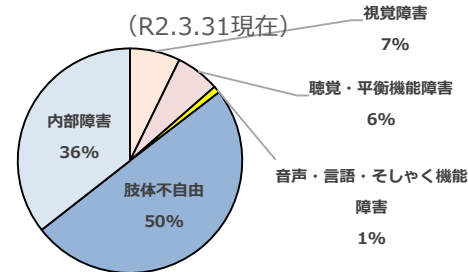
・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査（身体障害者福祉法第15条）  
令和元年度：22名 令和2年度：19名

※部会開催のほか、身体障害者手帳の障害等級認定に関して、随時判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移（各年度末現在）



身体障害者手帳障害部位別割合



更生医療部会

<審議内容> ※令和2年度は7月、11月

・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の新規指定、指定更新、指定取り消しの審査

	新規指定				指定更新（6年毎）				指定取り消し
	病院	薬局	訪問看護	計	病院	薬局	訪問看護	計	
令和元年度	0	9	3	12	3	7	0	10	0
令和2年度	0	4	4	8	0	8	1	9	0

・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等

	主たる医師の変更	管理薬剤師の変更	計
令和元年度	3	34	37
令和2年度	6	33	39

※指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）数（令和2年12月1日現在）  
病院・診療所：35 薬局：183 訪問看護ステーション：11

※自立支援医療（公費負担制度）

育成医療（18歳未満）：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第1項）

更生医療（18歳以上）：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第2項）

更生医療レセプト件数の推移

